

資産運用委員会設置規程

(総則)

第1条 この規程は、積立金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）6の規定に基づき、資産運用委員会の設置に係る事項を定めるものである。

(目的)

第2条 国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、専門家から積立金の運用に関する重要事項について意見を聴き、助言を受け、または理事長からの求めがあった場合には答申を受け、もって積立金の安全かつ効率的な運用を行うため、理事長の諮問機関として、資産運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第3条 委員会の委員は、学識経験者数名で構成するものとし、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員のほか若干名の参与及びオブザーバーを置くことができる。
- 3 参与は、国民年金基金の理事の職にある者のうちから、理事長が委嘱する。
- 4 オブザーバーは、必要に応じて、調査研究を委託している者等のうちから、理事長が任ずる。

(任期)

第4条 委員及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員及び参与の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員が互選する。

(会議)

- 第6条 委員会は、理事長が招集する。
- 2 委員長は委員会の会務を総理する。
 - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(審議)

第7条 委員会は、次に定める事項について、理事長に意見を述べ、助言を行う。

- ① 基本方針の策定及び変更（③に掲げるものを除く。）
 - ② 連合会の運用状況（③に掲げるものを除く。）
 - ③ 理事会及び評議員会に附する議案
 - ④ その他積立金の運用に関する重要事項
- 2 委員会は、理事長からの求めがあった場合には、第1項に定める事項について答申を行う。この場合において、答申案の作成は、委員が行うものとする。
 - 3 答申は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(議事録)

第8条 委員会での審議内容について議事録を作成し、連合会において管理する。

2 委員会での審議内容について議事要旨を作成し、理事会及び評議員会に報告する。
(情報開示)

第9条 委員会の審議概要は、原則として公開とする。
(庶務)

第10条 庶務は、資産運用部において行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(委員及び参与に関する経過措置)

第2条 令和3年7月31日に第4条に規定する任期が満了することとなる委員及び参与の任期は、同条の規定にかかわらず、同年4月13日までとする。

附 則

この規程は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。